

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 平成26年度第1回 会議録（要点筆記）

（日 時） 平成26年11月27日（木）午後2時～午後3時45分

（場 所） オフィスワン四条烏丸 13階 研修室1

（出席者）○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員
（50音順）

板垣委員、大西委員、黒田委員、吉田委員

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局
藤田事務局次長、前田業務課長、上野総務課担当課長、
四方業務課担当課長、塩野総務課課長補佐、ほか事務局員

（議事の要旨）

1 平成25年度における運用状況の公表について（報告）

情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定により、平成25年度における各条例の運用状況について、事務局から報告。

2 平成25年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について（報告）

個人情報の目的外提供等に関して、個人情報保護条例第7条及び第8条の規定によりあらかじめ審査会の意見を聞き、事前に承認を受けた例外類型事項の実施状況について、事務局から報告。

【委 員】

件数は似たような数字で推移しているのか。特徴的な推移はあるか。

【事務局】

件数の増減はあります。特徴的なものとしては、宇治市の家族介護慰労事業について事務の見直しにより照会対象件数を絞ったと聞いています。

【委員】

毎年、宇治市から照会はあるものか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

宇治市以外にこういう照会はあるのか。

【事務局】

報告事項に挙げたものだけの対応です。

【委員】

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく照会は、毎年あるのか。

【事務局】

常にあるというものではなく、過去2年間はありませんでした。

【委員】

遺族からの照会は全てこういう形になるのか。

【事務局】

手続に従って該当する親族の範囲であれば申請のとおり認めています。

【委員】

例年、この程度の数なのか。

【事務局】

例年このくらいです。

3 国保データベースシステム（KDB）による保健事業等の実施に必要な資料の作成及び提供に関する事務について（審議）

国保データベースシステムへ参加することにより、後期高齢者医療被保険者の診

療報酬明細書情報について、本広域連合が必要とする医療費分析の資料等を作成することに加え、市町村が保健事業や介護予防事業に活用できるようにすることの目的外利用・提供について、事務局から報告。

【委員】

端的に言って、今までできなかったことができるようになるということはあるのか。

【事務局】

今までは、保険者と国保連がレセプトの支払等の関係で情報のやりとりをしており、国保連は業務毎に情報を管理してきましたが、突合したり加工したりする仕組みがありませんでした。今回、国保中央会が中心になって、そういうことができる仕組みを作ったというもので、全国的にも38広域連合が参加しています。

【委員】

KDBは新しく作られるシステムなのか。

【事務局】

現在作られている新しいシステムです。

【委員】

厚労省のNDBとの関係は。

【事務局】

NDBに入っているデータは同じく国保連なり支払基金なりから行っています。高確法に定められた医療費適正化計画の作成のために国が一括して管理しているものですが、都道府県別などのように、保険者が利用する形態になっていません。(KDBは)各保険者が利用できる形態でつくるということで、現在進められているものです。

KDBはより保健事業の分野での保険者の利用を目指して造られています。

【委員】

使われるデータの範囲が国保連に限られるということですね。アクセスするときの権限の付与が違うので、アクセス利用範囲が変わってくるという理解ですね。

【事務局】

そうです。NDBだと、保険者が使うデータが欠けている、個別指導する際の

住所とかが載っていません。KDBには載っています。

【委員】

名前が載っているデータということですね。

【事務局】

名前や被保険者番号が載っているデータです。個別の人の保健指導も対象にしているということもあります。

【委員】

データ送信の際の匿名化というのはどういうことなのか。

【事務局】

国保連が窓口ではありますが、システムは国保中央会にあります。中央会は国保連から提供されたデータを突合等し、国保連に返す。国保連から保険者に提供されるというふうにKDBはなっています。国保連と中央会の間で言えば、国保連だけが暗号化と復号化のキーを持つかたちで匿名化がなされています。

【委員】

今回の審議事項は、国保連から国保中央会への提供の可否なのか。

【事務局】

そうではなく、保険者（市町村）が、国保連に委託して、データをもらうことの可否です。

【委員】

最終的には、国保連から保険者（市町村）へ情報全てが行くということですね。

【事務局】

加工した上でです。

【委員】

市町村は全部知ることができるということですね。

【事務局】

使いやすく加工されたデータとなっています。国保連は介護も扱っているので、介護も加わったデータになります。

【委員】

広域連合が、直接保健事業をするのか。

【事務局】

可能ではあるが、形としては、市町村が実施し、広域連合は財政支援しています。

【委員】

広域連合でデータ分析した上で、こういう事業をしてほしいと市町村に依頼をするのか。

【事務局】

市町村にも情報閲覧端末を置くので、市町村が直接見ることができるということです。

【委員】

KDBに参加するという事は審議事項ではないのですよね。参加することはもう決まっているのですよね。

【事務局】

参加するための条件整備です。

【委員】

個人情報保護条例において目的外提供として認めるかということですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

NDBは法律に基づいて国が収集しているのですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

KDBは中央会の方がやるといことですね。

【事務局】

KDBの仕組みを活用するのは市町村になるものです。

【委員】

はやい話が、レセプトを全部まとめて検索できるようにするということですね。

【事務局】

それに加えて、介護情報や健診情報も名寄せできる仕組みです。

【委員】

名寄せするときの仕組みは。

【事務局】

審査支払業務をするときに、電子レセなので、国保連にシステムがあるので、そこから連携する仕組みと聞いています。

【委員】

国保連は生のデータを持っていて、暗号化した上で中央会に提供されるということですね。

【事務局】

セキュリティをかけた方法でとのことですが。

【委員】

国保連の番号か何かで関連づけられるということですか。

【事務局】

医療と介護については、既に高額介護合算の仕組みがあります。

【委員】

中央会には匿名化されたデータが行くということですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

そこは審議の対象外ですよ。

【事務局】

そうです。

【委員】

オンライン結合というわけではないですね。

【事務局】

国保連と保険者間はオンライン結合済みです。

【審査会まとめ】

個人情報保護条例第8条第1項第5号（公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。）に該当するものとして取り扱うことについて、審査会としては問題はないとの意見である。

4 番号法における特定個人情報保護評価の第三者点検を審査会のあらたな所掌事務とすることについて（審議）

番号法における特定個人情報保護評価の第三者点検を審査会のあらたな所掌事務とすることについて、事務局から説明。

【委員】

情報保護評価の単位は。

【事務局】

業務単位になる。本広域連合だと後期高齢者医療制度に係る業務ということになる。

【委員】

具体的な点検項目は全項目評価ということか。審査の観点の評価するときの適合性や妥当性の判断ということになるのか。

【事務局】

(特定個人情報を保有する者として広域連合が) 評価書を作成するので、その内容を点検していただくことになります。

【委員】

指針に基づいて評価書を作成いただいて、評価基準に照らして、修正や承認をしていくイメージか。

【事務局】

そうです。

【委員】

(点検の対象が) いっぱいありそうですね。

【事務局】

普通地方公共団体ですとたくさんの業務がありますが、本広域連合の場合は、後期高齢者医療制度を標準システム一つでやっているの、ある程度集約されるものと考えています。

【委員】

具体的にいまいちわからない。

【事務局】

標準システム自体国が責任をもっており、その改修内容についても、評価基準を踏まえた内容で連絡がくることになっており、それを踏まえて評価書の作成、点検ができるものと考えています。

【事務局】

スケジュールの末尾が決まっているので、手順を追って動かないと手遅れになってしまう可能性があり、国のほうからも走りながら情報を出してきているようなところでは。

【委員】

案では、(第三者点検は) 年1回くらいになるんですかね。
今までのものとこれからの個人情報とはかわってくるのか。

【事務局】

これまでの個人情報に個人番号がついたものが特定個人情報となります。従来

からの個人情報と同じく条例の適用を受けるものですが、適用されないものは新たに条例で規定する必要があるというものです。

個人番号は市町村から提供を受けることになっており、来年の10月以降に提供開始と示されています。

【委員】

データベースの中に、このマイナンバーが導入されるということですかね。

【事務局】

その前段として、第三者点検を所掌事務に加えていただくことをお願いしているというものです。

【委員】

個人情報保護条例の改正点は。

【事務局】

概略は資料のとおりですが、具体的にはこれから検討していきます。

【委員】

情報提供等記録とは。

【事務局】

情報照会者及び提供者は、照会又は提供を記録しておかなければならないことになっているというものです。

【委員】

誰が照会してきたかを記録するということですね。そういう情報は使用しないということですね。マイポータルにて本人から見れるということですね。マイポータルは自分のパソコンから見られるのか。

【事務局】

そうなる聞いていますが、具体的にはまだ示されていません。

【委員】

第三者点検で適合性妥当性がないという結論がでたらどうなる。

【事務局】

検討していません。

【委員】

第三者点検の結果が、国の（特定個人情報保護）委員会に提供されるのでは。

【委員】

（評価書を）承認するのは、（特定個人情報保護）委員会の権限ですよ。

【委員】

（第三者点検は）予備審査みたいなものですね。

【審査会まとめ】

所掌事務にすることについて、問題はないと考えられる。この意見を踏まえて、会長から答申を出すこととしたい。

— 閉会 —